



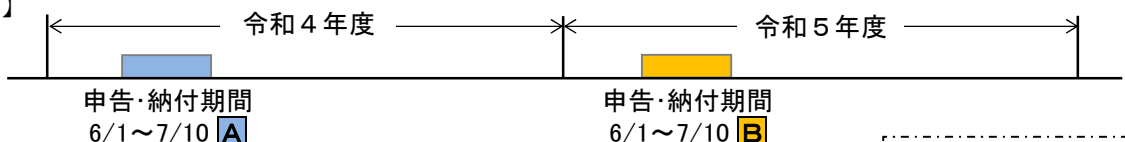
労働保険の「年度更新」

今年も労働保険の年度更新の時期が近づいてきました。今号では、【労働保険の年度更新】についてご説明します。

** 労働保険「年度更新」のしくみ **

- ◆ 労働保険料は、毎年6/1～7/10に、当年度（4月～翌3月）分を概算で申告します。（＝概算保険料）
- ◆ 当年度終了後に、次の算式により正確な保険料額を算出します。（＝確定保険料）
確定保険料 = 当該年度（4月～翌3月）の賃金総額 × 保険料率
- ◆ 大抵の場合、概算保険料と確定保険料の額に差が生じますので、その差額を清算します。その際、併せて翌年度の概算保険料を申告します。
- ★ この一連の手続きを「年度更新」といいます。

【例】



A 令和4年度概算保険料を
申告・納付 [820,000円]

※7/10が土日の場合、
申告・納付の期限は
翌月曜日となります。

- B** (1) 令和4年度確定保険料を算出 [840,000円]
- (2) 令和4年度概算保険料と令和4年度確定保険料との差額を計算
 $820,000円 - 840,000円 = \blacktriangle 20,000円$
- (3) 令和5年度概算保険料を算出 [840,000円]
- (4) 令和5年度の納付額を計算して申告・納付
 $840,000円 - \blacktriangle 20,000円 = 860,000円$
令和5年度概算保険料 令和4年度の差額 令和5年度の納付額

この金額を
R5年7月10日迄
に納付します。

★ **B** (3)で算出した概算保険料が40万円以上の場合、3回に分割して納付することができます。

(分割納付の納期限は ①7月10日、②10月31日、③1月31日。※土日祝の場合は翌営業日。)

★ 労働保険料を口座振替で納付する場合、引落日は9月6日です。

(分割納付の引落日は ①9月6日、②11月14日、③2月14日。※土日祝の場合は翌営業日。)

◎ 労働保険料と併せて納付する「一般拠出金」とは？

* 一般拠出金とは、アスベスト健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てるため、全ての労災保険適用事業主が負担する拠出金です。（石綿による健康被害の救済に関する法律 第35～38条）

* 一般拠出金は、労働保険の年度更新を行う際に、労働保険料と併せて申告・納付します。

一般拠出金の計算式：当該年度の賃金総額 × 1000分の0.02

（例：賃金総額が1億円の場合 ⇒ 一般拠出金は2,000円）

一般拠出金の拠出金率は業種にかかわらず、一律「1000分の0.02」です。

◎ 令和4年度確定保険料の算定方法は例年と異なります

* 令和4年10月に雇用保険率が改定されたため、令和4年度確定保険料は、賃金額と保険料額を前期と後期に分けて算出することとなります。

前期：
令和4年4月1日～令和4年9月30日
後期：
令和4年10月1日～令和5年3月31日

* そのため、今年度の『算定基礎賃金集計表』と『労働保険料申告書』は様式が変更されています。

『労働保険料申告書』が届いたら…

* 5月末頃に、都道府県労働局から貴社宛に『労働保険料申告書』が送られてきます。

* 当社に年度更新業務を委託している事業者様は、**緑色A4サイズの封筒**が届きましたら、**社会保険労務士法人あおぞら**にお送りくださいますようお願いいたします。



こんな封筒が届きます。
⇒ **社労士法人あおぞら** へ



* あおぞらスタッフだより *

新年度から早一ヶ月、新しい環境でストレスを抱えてはいませんか？
自分なりのストレス解消法を持っていることが大切なのだそうです。



代々木5丁目には、唱歌「春の小川」の歌碑が建っています。作詞家 高野辰之氏が、代々木公園西側・小田急線沿いを流れていた河骨川（こうほねがわ）からイメージをふくらませたそうです（諸説あります）。大正時代は代々木エリアも自然豊かな場所だったことが歌詞から伺えます。昔の代々木をイメージしながら散歩するのもストレス解消になりそうです♪